



# 明治維新と神社の仏像

「生立八幡宮「僧形八幡神像」一件」

## ご神体の僧形八幡神像

左の【史料】は、明治二年（一八六九）に、現みやこ町犀川生立に鎮座する生立八幡宮の神官が、香春小笠原藩（旧小倉藩、のちに豊津藩）に提出した願書です。内容は、「仏像を神社のご神体とするのは止めよ」という朝廷の指示に従い、生立八幡宮ご神体の仏像を京都へ

持つて行き、神祇官（全国の神社を管理・管轄などした政府機関）の許可を受けて神像の形に改めたいといふものでした。

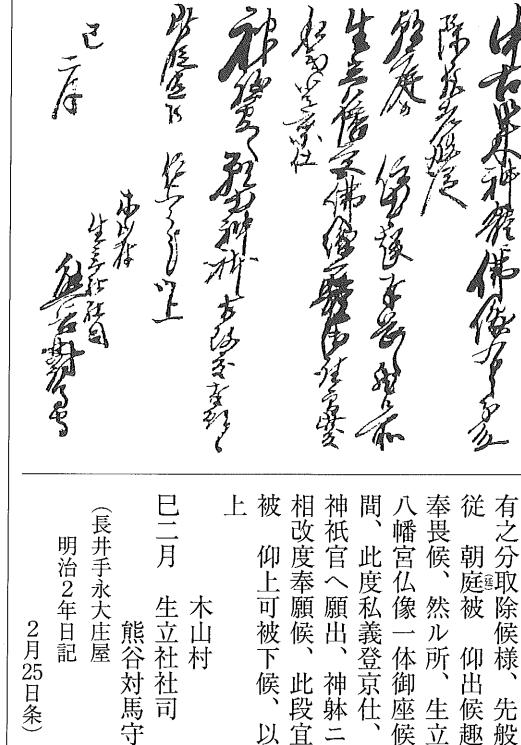
ここでいう生立八幡宮ご神体の仏像というのは、十四世紀末に地元の武将・西郷高頼という人物が寄進した僧形八幡神像のことです。八幡神とは、もともと豊前地方で

## 神仏分離政策

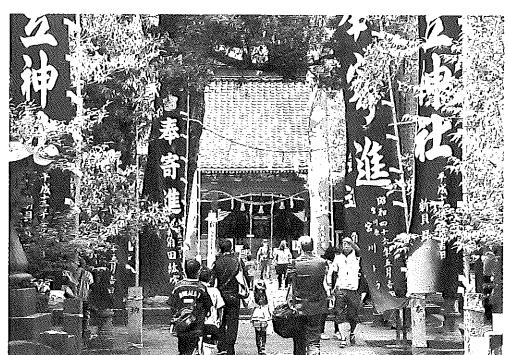
明治政府が、神道の国教化政策を進め、神社から仏教的なものを排除する政策（神仏分離政策）を実行したことはよく知られています。その政策の初めに出された法令に、いわゆる「神仏判然令」があります。慶應四年（明治元年・一八六八）三月に出されたこの法令の第二条には、「仏像をもつて神体と致し候神社は、以来相改め申すべき」とあります。慶應四年（明治元年・一八六八）三月に出されたこの法令の第二条には、「仏像をもつて神体と致し候神社は、以来相改め申すべき」とあります。慶應四年（明治元年・一八六八）三月に出されたこの法令の第二条には、「仏像をもつて神体と致し候神社は、以来相改め申すべき」とあります。

## 資金計画

生立八幡宮の僧形八幡神「改像」計画は、具体的な予算も練られています（長井手永大庄屋明治二年日記二月二十六日条）。それによると、総事業費は九十二両余りで、主な内容は、禁裏御所（朝廷）や神祇官などへの礼金の類がおよそ三十三両、彫刻代が三十両、船賃が七両、在京中の雜費が十両でした。これを現在の貨幣価値に換算するの



（長井手永大庄屋 熊谷対馬守  
巳二月 生立社社司 明治2年日記  
2月25日条）



▲生立八幡宮（みやこ町犀川生立）

簡単ではありませんが、前年の明治元年十二月から豊津台地での新藩建設が始まり、村々に過重な負担が割り当てられ始めた時代状況を考えると、決して小さな金額ではなかつたことでしょう。

もし、あの時神像に改められていたら、衣冠束帶の「お父さん」のようなお姿になつていたかも知れません。（川本英紀）

文化財としての今

実は、上掲【史料】の願書には、生立八幡宮の神官と、同社の所在する木山村（現みやこ町犀川木山）の庄屋が連名で記した資金の調達に関する歎願書が添えられています。それによると、必要なおよそ

一〇〇両の資金のうち、半分は子の村々が負担するので、残り半分の五〇両は、生立八幡宮が所在する仲津郡（現みやこ町と行橋市的一部）全体で負担するよう命じてほしいというものでした。江戸時代、生立八幡宮は仲津郡の「大社」になりました。その先例にもとづいて、郡全体での負担を求めたのですが、他郡に例がないことや、時局柄、これ以上

の負担を村々に強いられない、などの理由から、藩からの回答は、事実上「不可」でした（同前史料二月二十九日条）。その後、この像はご神体の座を降りましたが、昭和三十六年（一九六二）に「木造僧形八幡神坐像」の名称で福岡県の文化財に指定されました。現在、当館でお預かりし、常設展示していますが、彫刻された青年僧を思わせるその姿は、紛れもなく、当地方の中世を象徴する文化財の一つです。